

## 福崎町立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福崎町立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「雑誌スポンサー制度」とは、福崎町立図書館(以下「図書館」という。)が民間企業等(以下「スポンサー」という。)から雑誌の提供を受け、当該スポンサーの広告を掲示した雑誌を利用者の閲覧に供する制度をいう。

### (スポンサーの資格)

第3条 民間企業等が次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者であるときは、スポンサーとなる資格を有しない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種
- (4) 風俗営業類似の業種
- (5) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (6) たばこに係るもの
- (7) ギャンブルに係るもの
- (8) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (11) 占い又は運勢判断に関するもの
- (12) 興信所、探偵事務所等
- (13) 結婚相談所等(国又は地方公共団体が実施し、又は助成するものを除く。)
- (14) 町税の滞納があるもの
- (15) その他スポンサーとして適切でないと教育委員会が認めるもの

### (広告の範囲)

第4条 この要領において、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 町の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定す

る営業に該当するもの

- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他図書館の雑誌に掲載する広告として適切でないと教育長が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 掲載する広告の規格及び表示方法については、次のとおりとする。

- (1) 雑誌最新号カバー表面については、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名を表示したラベルを雑誌最新号カバーの底辺から4センチメートルの中央に貼付する。ただし、雑誌の表紙の状況により、貼付位置を調整する場合がある。
- (2) 雑誌最新号カバー裏面については、スポンサーが印刷した片面印刷の広告とし、当該雑誌の最新号カバーに収まるサイズ以下のものとする。
- (3) スポンサー名は、前項の表示位置のいずれにおいても、同一名称で用いることとする。

(広告掲示期間)

第6条 広告を掲示する期間は、原則1年間とする。ただし、広告を掲載する期間満了の2か月前までに図書館又はスポンサーのいずれからも解約の意思表示がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(スポンサー申込)

第7条 スポンサーに申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、図書館が別に指定する雑誌のうちから提供する雑誌を選定し、福崎町立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等(業種等がわかるもの)
- (2) 掲示する広告の図案

(スポンサーの決定)

第8条 教育長は、第13条の審査会による審査に基づき、スポンサーを決定し、福崎町立図書館雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(購入代金の支払)

第9条 スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる方法により、図書館が指定する納入業者に支払うものとする。

- (1) 雑誌購入代金の支払いは、一括先払いとする。この場合において、価格変動による追加徴収又は返金を行わないものとする。
- (2) 振込手数料は、スポンサーの負担とする。

(雑誌の休刊等)

第 10 条 スポンサーが提供した雑誌が、休刊し、又は廃刊したときは、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えるものとする。

(スポンサーの責務)

第 11 条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(スポンサー決定の取消し)

第 12 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) スポンサーが第 3 条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) その他スポンサーとして適切でないと教育長が認めるとき。

(審査会)

第 13 条 スポンサーの選定及び広告内容の可否を審査するため、福崎町雑誌スポンサー選定審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には教育長、副委員長には図書館長をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が指名する。
- 5 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 審査会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。